

# 名古屋市国民保護計画素案(概要)

## 第1章 総 則

### 第1節 計画の目的(P. 1)

国民保護法に基づき、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的とする。

### 第2節 用語の定義(P. 1)

(市国民保護計画で使用している用語を一覧表にして記載する。)

### 第3節 計画の性格等(P. 1)

国民保護法に基づく市の責務、市国民保護計画の位置づけなどを定める。

#### 1 市の責務及び計画の位置づけ

- ・ 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ・ 国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### 2 市国民保護計画の構成及び概要

- ・ 「第1章 総則」「第2章 備え」「第3章 国民保護措置の実施」「第4章 復旧等」で構成する。

#### 3 市国民保護計画の見直し及び変更手続

- ・ 定期的に記載内容を確認するほか、訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 記載内容を変更する場合、国民保護協議会に諮問するとともに県知事に協議をする。

#### 4 国民保護措置の対象

- ・ 本市に居住し又は滞在している外国人も含め、市域内の全ての国民を国民保護措置の実施対象とする。

### 第4節 国民保護措置の実施に関し特に配慮する事項(P. 4)

国民保護措置の実施にあたり、特に留意しなければならない事項についての考え方を示す。

#### 1 基本的人権の尊重

- ・ 日本国憲法が保障する国民の自由と権利を尊重する。

#### 2 国民の協力

- ・ 「避難住民の誘導」「救援」「武力攻撃災害への対処」「保健衛生の確保」等について、国民に対して必要な援助への協力を要請する。その際、協力を強制することはない。

#### 3 国民に対する情報の提供

- ・ 国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ適切な方法で国民に提供する。
- ・ 高齢者、障害者、外国人等に確実に情報を伝達できるよう体制整備に努める。

- 4 国民の権利利益の迅速な救済
  - ・ 国民保護措置に係る国民の権利利益の救済手続の迅速な処理に努める。
- 5 高齢者・障害者等への配慮
  - ・ 高齢者、障害者等の保護について留意する。
- 6 指定公共機関等の自主性の尊重等
  - ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法について、各機関が自主的に判断するものであることに留意する。
  - ・ 日本赤十字社が実施する国民保護措置について、その自主性を尊重する。
- 7 赤十字標章等及び特殊標章等と国際人道法の実施
  - ・ 赤十字標章等及び特殊標章等(以下「標章等」という。)は、ジュネーブ条約第一追加議定書等の規定に基づき使用し、みだりに使用しない。
  - ・ 市国民保護計画等の定めに基づき、国際人道法の的確な実施を確保する。
- 8 安全の確保
  - ・ 国民保護措置に従事する者に対し、必要な情報を提供することなどにより安全の確保に十分配慮する。
  - ・ 市が行った必要な援助の要請に応じて協力する国民等に対し、安全の確保に特に配慮する。

#### 第5節 各機関の実施責任等(P. 11)

国民保護措置の実施主体である関係機関の事務や事業の内容を示す。

##### 1 市以外の各機関の責務

(国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関について、各機関の責務を記載する。)

##### 2 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(県、市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関について、各機関の業務を記載する。)

#### 第6節 市の地理的、社会的特徴(P. 15)

国民保護措置の実施にあたり、考慮すべき市の地理的、社会的特徴を記載する。

(市の位置や面積といった地勢のほか、気候、人口分布、道路・鉄道等、自衛隊施設、石油コンビナート等特別防災区域などについて記載する。)

#### 第7節 市国民保護計画が対象とする事態(P. 16)

市国民保護計画が対象とする事態等について定める。

##### 1 武力攻撃事態

- ・ 武力攻撃事態として、「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」を対象とする。

## 2 緊急処理事態

- ・ 緊急処理事態として、「危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃」「多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃」「多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃」「破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等」を対象とする。

## 3 事態別等の留意事項

(県国民保護計画を基に、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の別に、国民保護措置の実施にあたり留意する事項を記載するとともに、基本指針を基に、国民保護措置の実施にあたり、NBC攻撃の場合に留意すべき事項を記載する。)

## 第8節 緊急処理事態への対処(P. 20)

緊急対処保護措置の実施に関して必要な事項を記載する。

### 1 緊急処理事態への措置の準用

- ・ 内閣総理大臣の指示等、一部の規定を除き、緊急処理事態への対処について、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の伝達及び通知

- ・ 緊急処理事態における警報については、限定された地域の範囲においてその内容を通知及び伝達する。

## 第2章 備 え

## 第1節 組織・体制の整備(P. 23)

国民保護措置の実施に必要な組織・体制の整備、市職員等の参集基準等について定める。

### 1 市における組織・体制の整備

- ・ 国民保護対策本部員等への連絡手段の確保、初動体制の確保、交代要員の確保など、国民保護措置の実施に必要な体制を整備する。  
(各局室区における平素の業務について記載する。)

### 2 市職員の体制の区分

- ・ 国民保護措置の実施に必要な体制を3段階とし、それぞれ、準備体制(情報収集及び提供のための体制)、警戒体制(一部、必要な措置を実施できる体制)、実施体制(全職員により措置を実施する体制)とする。

### 3 市職員の動員

- ・ あらかじめ参集職員を指定する「配備・動員計画」に基づき市職員を動員する。
- ・ 勤務時間内は勤務体制の切り替えにより、勤務時間外は参集により、それぞれ職員を動員する。

### 4 市職員の参集

- ・ 自己の勤務場所に参集することを原則とする。

## 5 指定動員者の指定

- ・ 4の例外として、自己の勤務場所以外の局区内公所及び区役所へ参集する指定動員者をあらかじめ指定する。

## 6 措置に関わる者から除外する市職員

- ・ 病気、負傷等により国民保護措置の実施に従事できない市職員については、措置に関わる者から除外する。

## 7 参集した市職員の職務

- ・ 参集した市職員が行うべき職務は、国民保護措置の実施体制ごとに定める。

## 第2節 関係機関との連絡体制の整備(P. 29)

他の機関やボランティア団体等との平素からの連携について定める。

- ・ 国、県、県警察、他の市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、ボランティア団体、自主防災組織、公私の団体等との間で、情報交換、人的ネットワークの構築、訓練の実施、協定の締結、必要な支援等を行うことにより平素からの連携を図る。

## 第3節 通信の確保(P. 32)

情報・通信機器の整備及び日常管理、非常通信体制の整備などについて定める。

### 1 情報・通信機器の整備

- ・ 情報の収集及び提供や関係機関との通信が円滑に行えるよう、有線電話、無線電話、画像伝送システム等の整備を図る。

### 2 非常通信体制の確保等

- ・ 非常通信協議会との連携を図る。

### 3 情報・通信機器の運用にあたっての準備

- ・ 情報・通信機器について、運用計画を作成して運用体制を整備するとともに、日常管理等として、定期点検等を実施する。

## 第4節 警報等の伝達及び通知に必要な準備(P. 34)

警報等の住民等への伝達及び通知について必要な準備を定める。

### 1 警報等

(住民に伝達及び通知しなければならない警報等の種類について記載する。)

### 2 警報等の全職員への周知

- ・ 警報等を全職員に周知するため、連絡網を作成してあらかじめ周知方法を定める。

### 3 警報等の伝達及び通知先

- ・ 警報等を伝達する公私の団体を、各区区政協力委員協議会及び民生委員児童委員協議会とし、原則として区長が伝達する。
- ・ 各局室区において、警報等の伝達が必要な公私の団体を定めておく。
- ・ 市議会、行政委員会等の市の他の執行機関のほか、関係機関として、市が設置する施

設等の現場管理者に対して警報等を通知する。

- 4 警報等の伝達及び通知の原則的な流れ  
(警報等の伝達及び通知の原則的な流れをフロー図で記載する。)
- 5 警報等の伝達にあたっての留意事項
  - ・ 県警察との協力体制を構築する。
  - ・ 住民へのサイレン音の普及啓発を図る。
- 6 警報等を通知する各施設等の考え方
  - ・ 市が設置する全ての施設、市が人的・財政的支援等をしている法人等に対して警報等を通知する。
  - ・ 各施設等について、警報等の通知方法をあらかじめ定める。
- 7 大規模集客施設等に対する警報等の伝達のための準備
  - ・ 県との連携により、警報等を伝達する大規模集客施設等を定める。
  - ・ 市が設置する大規模集客施設等について、警報等を速やかに伝達できる方法を検討する。
  - ・ 大規模集客施設等の管理者に対し、訓練の実施に努めるよう要請する。
- 8 高齢者、障害者等への警報等の伝達のための準備
  - ・ 市が設置する社会福祉施設及び病院において、入所者等についての情報を速やかに把握できるよう準備するとともに、警報等の伝達等に必要となる体制を整備する。
  - ・ 関係団体と連携をとりながら、福祉ボランティア等に対して、自力避難困難者への警報等の伝達について協力を要請できるよう準備しておくとともに、外国人に警報等を伝達できるよう、複数の言語により警報等の伝達のパターンを作成するよう努める。
  - ・ 自力避難困難者への警報等の伝達について、区政協力委員、民生委員、地域住民などに訓練への参加を呼びかける。

#### 第5節 情報の収集及び提供のために必要な準備(P. 39)

情報の収集及び提供等の体制などについて定める。

- 1 情報収集及び提供等に必要な市職員の配置
  - ・ 国民保護対策本部などに情報担当職員を速やかに配置できるよう、必要な体制を整備する。
- 2 体制整備にあたっての留意事項
  - ・ 国民保護措置の別に、必要な資料をあらかじめ収集し、蓄積及び更新に努める。
- 3 安否情報及び被災情報の収集等に必要な準備
  - ・ 安否情報及び被災情報の収集等にあたり、情報担当職員等の配置や収集方法等の必要事項をあらかじめ定める。
  - ・ 安否情報の収集にあたり、協力を求める可能性がある関係機関を把握する。
  - ・ 外国人に関する安否情報の提供について、日本赤十字社との間で必要な事項を整理しておく。
  - ・ 速やかに安否情報の収集等ができるよう、平素より、住民に必要な事項を広報するよう努める。

#### 4 訓練等の実施

- ・ 安否情報及び被災情報の収集等のため、関係職員に対して訓練などを実施する。

### 第6節 研修及び訓練(P. 40)

市職員に対する研修及び訓練の内容や方法について定める。

#### 1 市職員に対する研修

- ・ 国民保護措置全般について全職員に研修を行うとともに、病院、社会福祉施設等、施設の種別別に、その施設等職員に対して必要となる研修を実施する。
- ・ 学校等における児童及び生徒の避難誘導等について、教育関係職員を対象として必要な研修を行う。
- ・ 専門的知識習得のため講習会を開催するとともに、必要な知識習得のための研修会、訓練結果を基にした検討会等を開催する。

#### 2 訓練の実施

- ・ 必要な技術習得のため、炊き出し訓練及び避難訓練などの基礎的訓練を実施するとともに、図上訓練、実動訓練などを実施する。

### 第7節 避難に関する措置に必要な準備(P. 42)

市職員等の配置などの避難住民の誘導に必要な準備や、避難施設の指定について定める。

#### 1 基礎資料の準備

- ・ 市域内の地図、人口分布、道路網のリスト、避難施設等のリスト、生活関連等施設のリストなどの資料をあらかじめ準備する。

#### 2 避難実施要領

(国から示された避難マニュアルに基づき、避難実施要領に定める事項について、弾道ミサイル攻撃の場合、時間的な余裕がある場合、突発的に発生した攻撃の場合、化学剤を用いた攻撃の場合別に整理し記載する。)

#### 3 避難誘導體制の整備

(全市域が要避難地域になった場合、市が避難先地域となった場合、市域内に要避難地域と避難先地域が混在する場合の別に、必要な措置を実施する場所及びこれらの場所に配置する市職員等について整理し、記載する。)

#### 4 避難住民の運送体制の整備

- ・ 市バスについて、避難住民運送用市バスの配車ルートなど、避難住民の誘導に必要なバスの運転ルートをあらかじめ定める。
- ・ 市バスのほか、市域内の運送事業者について、その運送力及び運送施設を把握する。

#### 5 交通の確保に必要な準備

- ・ 市が管理する道路について、名称や区間、交通混雑の状況などの情報を定期的に整理する。
- ・ 交通規制の状況等を道路利用者に提供できるよう、県警察との間で必要な事項を整理しておく。

- ・ 緊急通行車両を愛知県公安委員会に事前に届け出る。
- 6 隣接市町村との連携
- ・ 市域を越えた避難住民の誘導に備え、県の協力を得ながら、平素より情報交換を行うなど隣接市町村との緊密な連携を確保する。
- 7 避難施設等の指定
- ・ 避難施設等を以下のように区分する。
    - ① 受け入れる避難住民の収容施設としての「受入避難施設」
    - ② 市域内で発生した武力攻撃災害からの退避先等としての「避難施設」
    - ③ 介護を必要とする避難住民を収容する「福祉避難施設」
    - ④ 避難住民の運送中継場所としての「避難中継場所」
    - ⑤ 避難住民の受け入れ中継場所としての「避難受入中継場所」
    - ⑥ 爆風等から直接的な被害を軽減するための「一時避難場所」
    - ⑦ 救援を実施するための「救援実施場所」
    - ⑧ 応急仮設住宅等を建設する「仮設住宅建設用地」
  - ・ 受入避難施設を指定する場合は、施設管理者の同意を文書で確認する。
  - ・ 指定した受入避難施設について、必要な情報を定期的に国へ報告する。

## 第8節 救援に関する措置に必要な準備(P. 53)

市職員等の配置などの救援に関する措置に必要な準備について定める。

- 1 基礎資料の準備
  - ・ 救援物資等の調達可能数リスト、医療機関等のリスト、運送力のリストなどの資料をあらかじめ準備する。
- 2 救援に関する措置  
(救援に関する国及び県の措置の流れをフロー図で説明する。)
- 3 関係機関との連携
  - ・ 関係機関に対して行うことができる要請等について、連絡先や要請に必要な事項を整理する。
- 4 市職員等の配置  
(救援に関する措置の実施に関して、必要な措置を実施する場所及びこれらの場所に配置する市職員等について整理し、記載する。)
- 5 避難施設等についての準備
  - ・ 長期避難住宅等の設置に使用可能な市が管理する土地等を確保するとともに、民間の賃貸住宅及び宿泊施設について必要な情報を整理しておく。
  - ・ 福祉避難施設として使用可能な市が設置する施設を把握するとともに、民間の社会福祉施設等の協力を得ながら、福祉避難施設として使用可能な施設の確保に努める。
- 6 物資及び資材の備蓄等
  - ・ 国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄は、地域防災計画に基づく備蓄物資を活用する。
  - ・ 救援物資を受け入れ、配分するため、物資集配拠点の設置場所を定めておくとともに、

医薬品を受け入れ、管理するため、供給センターの設置場所を定めておく。

#### 7 NBC攻撃に伴う災害の発生に備えた救援体制の整備

- ・ NBC攻撃に伴う災害の発生に備え、応急措置的な事項等、発生時の基本的な対応を整理する。

### 第9節 武力攻撃災害への対処等に関する措置に必要な準備(P. 57)

市職員等の配置などの武力攻撃災害への対処に必要な体制の整備について定める。

#### 1 基礎資料の準備

- ・ 生活関連等施設のリスト、医療機関のリスト、NBC災害への対処に必要な情報を有する機関等のリストなどの資料をあらかじめ準備する。

#### 2 武力攻撃災害への対処に関する措置

(武力攻撃災害への対処に関する措置の流れをフロー図で説明する。)

#### 3 関係機関との連携

- ・ 関係機関に対して行うことができる要請等について、連絡先や要請に必要な事項について整理する。

#### 4 市職員等の配置

(武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関して、必要な措置を実施する場所及びこれらの場所に配置する市職員等について整理し、記載する。)

#### 5 NBC攻撃に伴う災害への対処に必要な体制の整備

- ・ NBC攻撃に伴う災害の発生に備え、応急措置的な事項等、発生時の基本的な対応を整理する。

#### 6 武力攻撃災害への対処にあたって必要な体制の整備

- ・ 武力攻撃事態等において予想される、多様な災害が複合して発生した場合に備え、各局室区において必要な体制の整備を図る。

### 第10節 生活関連等施設の把握等(P. 60)

市が設置する生活関連等施設や公共施設等の安全確保措置に必要な準備を定める。

#### 1 生活関連等施設

- ・ 国からの通知を踏まえ、市が設置する生活関連等施設について、安全確保に必要な措置をあらかじめ定めるとともに、必要な情報を収集・管理する。

#### 2 市が設置する公共施設等における安全確保

- ・ 道路、橋梁などの市が設置する公共施設及び庁舎、市民利用施設における安全確保措置を整理しておく。

### 第11節 標章等の交付等(P. 63)

市職員等の安全確保のため、標章等について必要な準備を定める。

## 1 標章等の交付等

- ・ 避難住民等の救援を行う医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付し、使用させるとともに、市域内で医療を行う医療機関等からの赤十字標章等の使用の申請に対して許可する。
- ・ 国民保護措置を実施する市職員等に対し、特殊標章等を交付し、使用させる。

## 2 標章等の交付に必要な準備

- ・ 標章等について、必要数を把握して準備するとともに、具体的な管理方法を定める。

## 3 標章等に係る普及啓発

- ・ 標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止等について啓発に努める。

### 第12節 重要データの管理(P. 64)

重要データの整理及び活用等について定める。

#### 1 復旧に必要な資料の整理

- ・ 市が設置する施設等について、土地や建物に関する権利関係を証明する資料等の適切な保存を図るとともに、その焼失、滅失等を防ぐために必要な事項を定める。

#### 2 災害対策住民リストの活用

- ・ 安否情報及び被災情報の収集等のため、災害対策住民リストの活用を検討する。

#### 3 災害対策用地及び空地に関する情報の把握

- ・ 応急仮設住宅等の建設などに利用するため、使用可能な空地等を把握する。

#### 4 データ管理の留意事項

- ・ 業務上重要なデータ等の分散管理に努める。

### 第13節 国民保護に関する啓発(P. 65)

国民保護措置の重要性等についての住民に対する啓発について定める。

#### 1 国民保護措置に関する啓発

- ・ 国や県と連携しつつ、公私の団体などの協力を得ながら、市国民保護計画の内容について住民に啓発するよう努める。
- ・ 学校、社会福祉施設などの各施設等において、その施設等利用者に対して必要な啓発を行うよう努める。

#### 2 啓発の実施にあたっての留意事項

- ・ 啓発にあたっては、防災に関する啓発との連携を図る。
- ・ 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動や、住民に援助の協力を要請できる措置に関してもあわせて啓発するよう努める。

## 第3章 国民保護措置の実施

### 第1節 国民保護対策本部設置までの体制(P. 67)

国民保護対策本部を設置するまでの市の初動体制等について定める。

- 1 武力攻撃事態等対策本部設置前の対応
  - ・ 国が武力攻撃事態等対策本部を設置していない場合に、市に対して武力攻撃災害の兆候の通報があった場合、準備体制をとりつつ、災害の発生の有無に応じて、災害対策本部又は危機管理対策本部において必要な措置を実施する。
- 2 武力攻撃事態等対策本部設置後の対応
  - ・ 国が武力攻撃事態等対策本部を設置している場合で、市が通報を受けた武力攻撃災害の兆候及び市域内に発生した災害に対して国が事態認定を行っていないときは、災害の発生の有無に応じて、準備体制又は警戒体制をとりつつ、災害対策本部又は危機管理対策本部において必要な措置を実施する。
- 3 国により事態認定された後の対応
  - ・ 市が通報を受けた武力攻撃災害の兆候及び市域内に発生した災害に対して国が事態認定をした場合、実施体制により国民保護措置を実施する。
- 4 体制設置にあたっての留意事項
  - ・ 1及び2に記載する場合以外であっても、状況に応じ、国民保護措置の実施に必要な体制を整備して、措置を実施することができる。

## 第2節 国民保護対策本部の設置等(P. 69)

国民保護対策本部設置の手順や組織、設置時における通信の確保について定める。

- 1 国民保護対策本部の設置の流れ
  - ・ 内閣総理大臣からの通知に基づき国民保護対策本部を設置するとともに、その設置に伴い、それ以前に必要な措置を実施していた危機管理対策本部、災害対策本部等の体制を直ちに廃止する。
- 2 広報・広聴体制の整備
  - ・ 国民保護対策本部内に広報窓口を設置するとともに広報責任者を配置し、報道関係機関に対して、国民保護措置の実施状況について情報を提供する。
  - ・ 速やかに広聴体制の確立を図り、他部及び関係機関等の協力を得て広聴活動を実施する。
- 3 各部等の設置等
  - ・ 市長を国民保護対策本部長、助役を副本部長とする。  
(国民保護対策本部内に設置することができる部、区対策部、国民保護現地対策本部、現地調整所について、それぞれ事務分掌又は役割等を記載する。)
- 4 国民保護対策本部長の権限
  - ・ 国民保護対策本部長は、①市域内の国民保護措置の総合調整 ②県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請 ③県国民保護対策本部長に対する情報の提供の求め ④国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め ⑤市教育委員会に対する措置の実施の求め をその権限とする。
- 5 実施体制の段階的縮小
  - ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測等に基づき、実施体制として参集している市職員について、段階的に動員規模を縮小できる。

## 6 国民保護対策本部の廃止

- ・ 国民保護対策本部は、内閣総理大臣からの通知に基づき廃止する。

## 7 通信の確保

- ・ 国民保護対策本部内に情報センターを開設し、関係情報を一元的に管理する。  
(全市域が要避難地域である場合、市が避難先地域となった場合、市域内に要避難地域及び避難先地域が混在する場合の別に、原則として確保すべき情報通信手段を記載する。)

### 第3節 関係機関相互の連携(P. 83)

武力攻撃事態等における関係機関との連携について定める。

#### 1 武力攻撃事態等対策本部及び県国民保護対策本部等との連携

- ・ 武力攻撃事態等対策本部と本市との間で緊密な連携を図るため、県国民保護対策本部を通じて必要な情報を提供し又は収集する。

#### 2 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ・ 必要があると認めるとき、県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請するよう求める。

#### 3 他の市町村等に対する応援の求め等

- ・ 必要があると認めるとき、県や他の市町村に対して応援を求める。

#### 4 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- ・ 必要があると認めるとき、指定行政機関の長等に対し、県を通じて職員の派遣を要請する。

### 第4節 警報等の伝達等(P. 84)

警報等を住民等に伝達及び通知するために必要な事項について定める。

#### 1 警報

- ・ 警報の内容を公私の団体に伝達するとともに、各施設等の管理者を通じて、その利用者に伝達する。
- ・ 警報の内容を公私の団体に伝達する際、その内容を地域住民に伝達するよう協力を要請する。
- ・ 地域住民の自発的な協力を要請しながら、警報の内容を各世帯に伝達するよう努める。
- ・ 警報の内容の住民への伝達にあたっては、同報無線やホームページなど、市が有する伝達手段を最大限に活用する。

#### 2 避難措置の指示

- ・ 市域内に要避難地域がある場合は、避難措置の指示を市の他の執行機関等に通知し、避難の指示に基づく措置に必要な準備を行う。
- ・ 市域内に避難先地域がある場合は、市の他の執行機関等に通知し、避難の指示の通知に基づく措置に必要な準備を行う。
- ・ 県知事から、避難の指示に必要な事項について確認又は調整を受けた場合、直ちに必要な確認等を行い、その結果を県に報告する。

### 3 避難の指示

- ・ 市域内に要避難地域がある場合は、警報の内容の伝達及び通知と同様に、住民等に対して避難の指示の内容を伝達及び通知し、直ちに、避難住民の誘導に必要な措置を開始する。
- ・ 市域内に避難先地域がある場合、警報の内容の伝達及び通知と同様に、住民等に対して避難の指示の通知の内容を伝達及び通知し、直ちに、受入避難施設の開設など、避難住民の受け入れ及び救援に関して必要な措置を開始する。

### 4 事態の類型に応じた避難にあたっての留意事項

(県国民保護計画の記載に基づき、武力攻撃事態等の類型及びNBC攻撃の別に、避難住民の誘導に必要な事項を記載するとともに、大都市における住民の避難について必要な事項を記載する。)

## 第5節 避難住民の誘導等(P. 93)

避難実施要領の作成等、避難住民の誘導に必要な事項を定める。

### 1 避難実施要領の作成等

- ・ 要避難地域として県知事等により避難の指示がなされた場合、関係機関の意見を聴いたうえ、速やかに避難実施要領を作成する。
- ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測などを考慮のうえ、事態の変化に応じて、避難実施要領に修正を加える。

### 2 避難実施要領の伝達及び通知

- ・ 避難実施要領の内容を公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関等に通知し、あわせて、放送事業者がその内容を住民に放送するよう、県知事からの要請を求める。
- ・ 市職員、消防長及び消防団長を指揮し、住民に避難実施要領の内容を伝達する。
- ・ 地域住民の自発的な協力を要請しながら、避難実施要領の内容を各世帯に伝達するよう努める。
- ・ 避難実施要領の内容を住民に伝達するにあたっては、同報無線やホームページなど、市が有する伝達手段を最大限に活用する。

### 3 避難住民の運送の求め

- ・ 配車可能な市バスについて、避難住民の運送のための配車及び運行を指示するとともに、運送事業者である指定公共機関等に対して避難住民の運送を求める。
- ・ 避難住民を運送しているバスの運転者等に対し、鉄道駅等や避難中継場所において必要な情報を提供する。

### 4 避難住民に呼びかける内容

- ・ 避難住民の誘導にあわせ、自力避難が困難な者の避難補助への協力の要請などの必要な事項を伝達する。

### 5 全市域が要避難地域となった場合の避難住民の誘導

- ・ 避難住民の避難は、原則として鉄道を使用する。
- ・ 区ごとに最低1箇所、避難中継場所を設置し、自力避難困難者等をバスで最寄りの鉄道駅等まで運送する。

- ・ 避難住民の誘導を実施している間、市バス及び地下鉄については通常運行に努める。
  - ・ 鉄道駅等及び避難中継場所に市職員等を配置するとともに、避難経路に、一定間隔で市職員等を配置する。
  - ・ 避難の指示を住民に伝達するため、学区単位に、市職員等で構成する伝達班を配置するとともに、区単位に市バスによる巡回班を配置し、伝達班との連携等により、自力避難困難者の運送に努める。
  - ・ 避難住民を誘導する市職員等に特殊標章等を交付し、着用させることなどにより安全を確保する。
  - ・ 補助犬を除き、大型の家庭動物は、原則として、避難住民運送用バスには乗車できない。また、小型の家庭動物については、他の避難住民に迷惑がかからないよう配慮されている場合に限り、避難住民の運送状況に応じて、避難住民運送用バスに乗車させることができる。
- 6 避難住民受入れのための誘導
- ・ 鉄道又は船舶で避難してくる避難住民について、受け入れるための鉄道駅又は下船場所(以下「受入れ鉄道駅等」という。)を指定したうえ、そこに市職員等を配置し、受入れ鉄道駅等から受入避難施設までバスで運送する。
  - ・ 徒歩等による避難住民について、避難経路に避難受入中継場所を設置し、避難途中の救援を行いながら避難住民を誘導する。
- 7 要避難地域及び避難先地域がともに市域内の場合の避難住民の誘導
- ・ 徒歩による避難を原則とする。
  - ・ 避難先地域までの距離や武力攻撃事態等の現状及び予測に応じ、5及び6に記載する措置を実施して避難住民を誘導することができる。
- 8 県知事からの避難誘導に関する指示
- ・ 県知事から、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示された場合、必要な事項を確認のうえ、その内容を踏まえ避難住民を誘導する。
- 9 避難途中の救援
- ・ 避難に伴う移動が長時間に及ぶと判断される場合、必要と認める鉄道駅等、避難中継場所及び避難住民運送用バスにおいて避難途中の救援を実施する。
- 10 避難住民の誘導への協力要請
- ・ 避難住民を誘導する市職員等は、避難住民その他の者に対し、安全確保に必要な措置を講じたうえ、高齢者、障害者等の自力避難困難者の避難等に関する援助について協力を要請する。
- 11 警告及び指示等
- ・ 避難住民を誘導している市職員等は、避難の障害となるような物件を設置している者や、避難の流れに逆行する者等に対し、避難の指示に従うよう警告し又は指示する。
  - ・ 消防吏員は、警告又は指示に従わない者に対し、警察官及び海上保安官がその場にいないうちに限り、その場所から退去させるなどの措置を実施する。
- 12 情報の収集及び提供
- ・ 必要と認める鉄道駅等や避難中継場所などに情報責任者を配置するとともに、それらの者に無線機を貸与して必要な情報を随時提供する。

- ・ 避難住民運送用バスについて、そのバスに設置された無線機又は鉄道駅等などにおいて必要な情報を随時提供する。
- ・ 情報責任者は、措置の実施により得られた情報を国民保護対策本部等に報告するとともに、必要な情報を避難住民に正確に伝達し、混乱の発生防止に努める。

### 13 関係機関との連携

- ・ 避難住民の誘導を開始した後、状況に応じて、警察官、海上保安官及び自衛官による避難住民の誘導を要請する。
- ・ 県域を越える避難の指示がなされた場合、県知事に対して、県職員による避難住民の誘導の補助を要請する。

### 14 市が設置する施設における避難住民の誘導

- ・ 市が設置する施設を利用している自力避難が可能な避難住民のうち、帰宅が困難な者について、その施設の現場管理者は、最寄りの鉄道駅などにその避難住民を誘導する。
- ・ 学校の児童及び生徒については、保護者に引き渡すことを原則とする。
- ・ 保護者への引き渡しが困難な児童及び生徒については、複数の教職員により、最寄りの鉄道駅などに誘導する。
- ・ 病院、老人福祉施設などに滞在する自力避難が困難な避難住民については、家族への引き渡しのほか、施設が保有する車両、バスや救急車等による誘導など、避難住民の状況にあわせた誘導を行う。

### 15 各施設等の安全確保

- ・ 避難の指示が出された場合、各施設等の現場管理者は、危険物質等に対する必要な措置の実施など、その施設等の安全確保、犯罪予防等のために必要な措置を実施する。

### 16 避難住民の復帰

- ・ 「避難住民の復帰に関する要領」を定め、避難住民の誘導の方法に準じて、避難住民の復帰のための措置を実施する。

## 第6節 救援(P. 107)

大都市特例により指定都市の長が行うこととされている救援について必要な事項を定める。

### 1 救援の実施

- ・ 武力攻撃事態等対策本部長から、救援に関する措置を実施すべき指示を受けた場合のほか、他の市町村において武力攻撃災害が発生し、市域内に避難住民等が多数避難してきている場合や、市域内で突発的に武力攻撃災害が発生した場合などにおいて、避難住民等に対して救援に関する措置を実施する。
- ・ 救援は、国民保護法等に定められている以下の事項のうち必要と認めるものを実施する。
  - 収容施設等の供与
  - 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - 医療の提供及び助産
  - 被災者の捜索及び救出

- 死体の捜索及び処理
  - 埋葬及び火葬
  - 電話その他の通信設備の提供
  - 武力攻撃災害を受けた住宅等の応急修理
  - 学用品の給与
  - 障害物の除去
  - ・ 救援の程度及び方法は厚生労働省告示に基づき、救援は厚生労働大臣が定める日まで実施する。
- 2 関係機関との連携
- ・ 必要に応じて県知事に応援を求めるほか、県を通じて、関係する指定行政機関等に支援を求める。
  - ・ 救援に関して、日本赤十字社に対して必要な事項を委託することができる。
  - ・ 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、救援の実施に必要な物資及び資材の運送を求める。
- 3 救援への協力の要請
- ・ 市長及び市職員は、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、安全確保に必要な措置を講じたうえ、収容施設の管理及び運営等に関する援助について協力を要請する。
- 4 物資の売渡しの要請等
- ・ 市が行っている備蓄等のみでは救援の実施に必要な物資が不足するなど、必要があると認める場合、救援の実施に必要な物資であって、生産等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対してその売渡しを要請することができる。
  - ・ 特定物資の売渡しの要請に対し、所有者が正当な理由なく応じない場合で、特に必要があると認めるとき、その特定物資を収用する。
  - ・ 市が行っている備蓄等のみでは救援の実施に必要な物資が不足するなど、特定物資の確保に緊急の必要があると認める場合、確保しなければならない特定物資について、生産等を業とする者に対してその保管を命ずる。
- 5 土地等の使用
- ・ 避難住民に収容施設を供与することなどを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用する必要がある場合、その土地等の所有者等の同意を得て使用することができる。
  - ・ 土地等の使用の要請に対し、所有者等が正当な理由なく応じない場合で、特に必要があると認めるとき、同意なくその土地等を使用する。
- 6 特定物資の収用及び保管命令、土地等の使用の手続
- ・ 特定物資の収用及び保管命令、土地等の使用は、公用令書の交付など、法定されている手続により行う。
- 7 特定物資の収用及び保管命令、土地等の使用にあたっての立入検査等
- ・ 特定物資の収用及び保管命令、土地等の使用にあたり必要がある場合、市職員に、土地、家屋等に立ち入らせ、その状況を検査する。
  - ・ 市職員が、土地、家屋等に立ち入る場合、その場所の管理者にあらかじめ通知するとともに

に、立ち入る市職員は身分証明書を携帯し、関係人の請求により提示する。

## 8 収容施設等の供与

- ・ 市が避難先地域に含まれているとして、避難措置の指示の通知を受けた場合、直ちに受入避難施設の開設に必要な体制を整える。
- ・ 管理する施設が受入避難施設として使用されることとされた場合等において、その施設の現場管理者は、準備が整い次第、受入避難施設を開設する。
- ・ 受入避難施設は、避難住民等を構成員とする避難施設管理組織の協力を得ながら管理運営する。
- ・ 避難住民等を受け入れる期間が長期に及ぶこと等が見込まれる場合、長期避難住宅を設置する。
- ・ 避難の指示が解除された後等において、住宅がなくなった者で自らの資力では住家を得ることができない者を収容するため、応急仮設住宅を設置する。
- ・ 受入避難施設においては、高齢者、障害者等に配慮する。
- ・ 避難生活において支援を必要とする避難住民等がいるなど、状況に応じて福祉避難施設を設置する。

## 9 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- ・ 収容施設に収容した避難住民等に対して食品を給与する。
- ・ 避難住民等及び武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に飲料水を供給する。

## 10 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- ・ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により被服等の生活必需品を喪失等した者などに対し、被服、寝具などの生活必需品を給与又は貸与する。

## 11 医療の提供及び助産

- ・ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対し、保健所及び市立病院等において医療救護班を設置し、避難施設等において医療を提供する。
- ・ 大規模な武力攻撃災害の発生により、保健所及び市立病院等において設置した医療救護班等だけでは十分な医療が提供できない場合、民間の医療機関等に対し、医療の実施の要請として医療救護班の設置を要請する。
- ・ 医療救護班設置の要請に対して正当な理由なく応じない場合、その要請先に医療を行うべきことを指示する。
- ・ 要請に応じ又は指示に従った医療関係者に対しては、赤十字標章等を交付し着用させるなどにより安全を確保する。
- ・ 医療の提供に準じて助産を行う。

## 12 医療活動等を実施する際の留意事項

(核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の別に、基本指針に基づき、医療活動を実施する際の留意事項について記載する。)

## 13 被災者の捜索及び救出

- ・ 安否情報や被災情報を参考に、被災者の捜索及び救出を行う。
- ・ 被災者の捜索及び救出を行う場所に消防吏員を配置するとともに、その周辺の場所に医師、看護師及び市職員を配置する。

- ・被災者を救出した場合、応急手当を施した後、直ちに医療機関に搬送するなどの必要な措置を行うとともに、死亡が確認された場合は、死体の運送などの必要な措置を行う。

#### 14 死体の捜索及び処理

- ・安否情報や被災情報を参考に、死体の捜索及び収容を行う。
- ・死者等が多数発生したと認められる場合、捜索収容班を編成して死体の捜索及び収容を行う。
- ・収容した死体について、医師等で構成する検案班により検案を行うとともに、縫合、消毒等の必要な処理を行う。
- ・身元不明の死体等については、市が設置する施設に死体安置所を設置して収容する。
- ・死体安置所においては、死体の身元確認に必要な情報を収集する。
- ・県警察、海上保安部等関係機関と連携しながら身元確認に努める。

#### 15 埋葬及び火葬

- ・一定期間身元が判明しない死体や自力で火葬できないとして遺族から要請があった死体等について、応急処理として死体を火葬する。
- ・厚生労働大臣により、埋葬及び火葬の特例が定められた場合は、その特例に基づき死体を火葬する。

#### 16 電話その他の通信設備の提供

- ・武力攻撃災害により通信手段を失った避難住民等に対し、収容施設等において、電話その他の通信設備を提供する。
- ・収容施設等に通信設備を設置する場合、視聴覚障害者等に配慮した機種等とするよう配慮する。

#### 17 武力攻撃災害を受けた住宅等の応急修理

- ・武力攻撃災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理を行えない者が居住する住宅等について、屋根、居室等、日常生活に必要な最小限の部分に対してのみ応急修理を行う。
- ・市営住宅等について、名古屋市住宅供給公社と協力して損傷を調査したうえ、その結果に応じて、屋根、居室等、日常生活に必要な最小限の部分に対してのみ応急修理を行う。

#### 18 学用品の給与

- ・避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失等した児童及び生徒のうち、必要な者に対して、教科書、文具等の学用品を支給する。
- ・避難が長期にわたって解除されない場合等において、新たな必要に応じて学用品を再給与する。

#### 19 障害物の除去

- ・生活に欠くことができない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的にその住宅に居住できない状態にあり、自らの資力ではその障害物を除去することができない者に対し、その障害物の除去を行う。

#### 20 民間からの救援物資の受入れ

- ・武力攻撃災害の発生により、民間から救援物資の提供の申し出があると判断する場合、問合せ窓口を設置するとともに、収容施設等及び被災場所において必要とされている救

援物資について広報する。

- ・ 救援物資の提供の申し出を受けた場合、必要と認める救援物資について受け入れる。

#### 21 救援物資の配付等

- ・ 救援物資を配分するために物資集配拠点を設置するとともに、医薬品等を管理するために供給センターを設置する。

#### 22 金銭の支給

- ・ 必要があると認める場合に限り、金銭を支給して救援を実施することができる。

#### 23 労務の確保

- ・ 市職員等では労働力が不足していると認める場合など、必要に応じて労働者を雇用する。

#### 24 ボランティアへの支援

- ・ 日本赤十字社や社会福祉協議会等の関係団体に必要な情報を提供することなどにより、自主的に活動するボランティアを支援する。
- ・ 避難の指示が解除された場合などにおいて、可能な場所にボランティアの活動拠点を設置し、日本赤十字社及び社会福祉協議会等の関係団体の協力を得ながら、ボランティアの受入体制の整備に努める。

#### 25 標章等の交付

- ・ 救援を実施する者に対し、標章等を交付し、使用させる。

#### 26 救援の実施に係る書類の整理

- ・ 国民保護措置の実施に係る費用を把握するため、実施する救援の種類ごとに必要な帳簿を整備し、関係書類とともに保管する。

#### 27 救援の実施における特例

- ・ 臨時の收容施設等、臨時の医療施設、外国人医療関係者による医療の提供について、関係大臣により特例が定められた場合、その内容に基づき必要な措置を実施する。

### 第7節 安否情報の収集等(P. 137)

安否情報の収集等及び安否情報に関する照会への対応に必要な事項を定める。

#### 1 安否情報の収集・整理にあたっての基本的な考え方

- ・ 避難施設に向けて市から避難する避難住民及び市が管理する收容施設に滞在する避難住民に対し、氏名、生年月日、住所等の情報を安否情報として収集するとともに、居所、負傷又は疾病の状況等の情報を安否情報として継続的に収集する。
- ・ 武力攻撃災害により死亡した住民について、死亡の日時、場所及び状況などを安否情報として収集する。
- ・ 市が管理する收容施設のほか、県警察への照会、安否情報を保有する関係機関に対する協力要請により安否情報を収集する。

#### 2 安否情報の収集・整理

- ・ 市が管理する收容施設においては、避難住民等の受け入れにあわせ、原則として、避難住民自らが必要な情報を記載することにより安否情報を収集する。
- ・ 学校、病院等の各施設等においては、各施設等で把握している身元に関する資料など

を基に、誘導が必要な避難住民等について安否情報を収集する。

- ・ 被災現場においては、発見した被災者について、可能な範囲で、聴き取りにより安否情報を収集する。
- ・ 死体安置所及び医療施設で安否情報を収集するとともに、住民からの通報等により安否情報を収集する。
- ・ 安否情報省令第2条に規定する様式第3号により、収集した安否情報を県に対して電子メールで報告する。

### 3 安否情報の照会に対する回答

- ・ 国民保護対策本部のほか、可能な場所に安否情報の照会窓口を設置する。
- ・ 安否情報省令第3条に規定する様式第4号により、書面にて安否情報の照会を受け付ける。ただし、照会者の本人確認が可能であることを条件に、電話及び電子メールによる照会を受け付ける。
- ・ 照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合に、照会者の本人確認が行える場合で、その照会が不当な目的によるものではない場合等においては、照会者に対して一部の安否情報を回答する。
- ・ 詳細な安否情報は、照会に係る者の同意がある場合などの一定の条件下において、照会者に必要最小限の情報を回答する。

### 4 日本赤十字社への外国人の安否情報の提供

- ・ 市が保有している外国人に関する安否情報については、法第96条の規定に基づき、日本赤十字社からの要請により提供する。

## 第8節 武力攻撃災害への対処(P. 146)

武力攻撃災害の防止及び防除等について必要な事項を定める。

### 1 武力攻撃災害への対処の原則

- ・ 市域内における武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、武力攻撃災害への対処に関して必要な措置を実施する。
- ・ 武力攻撃災害への対処に関する措置に従事する市職員等に対し、必要な資機材を提供するなど、安全の確保のために必要な措置を講ずる。

### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

- ・ 武力攻撃災害の兆候の発見の通報を受けた市職員及び消防吏員は、通報を受けた旨等、必要事項を市長に通報する。
- ・ 通報を受けた内容を、速やかに県知事及び市の他の執行機関等に通知するとともに、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定を行う。

### 3 緊急通報の発令時の対応

- ・ 県知事から緊急通報発令の通知を受けた場合、その内容を、警報の内容の伝達及び通知の場合に準じて、住民等に伝達及び通知する。
- ・ 県知事と連携をとりながら、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定を行う。

### 4 退避の指示

- ・ 市域内において武力攻撃災害が発生するなど、住民の生命、身体若しくは財産を保護

する等の必要があると認めるとき、必要と認める地域住民に対して退避の指示をする。

- ・ 退避の指示を行った場合、同報無線等で住民に伝達するとともに、市の他の執行機関等に通知する。
- ・ 放送事業者である指定地方公共機関に退避の指示の内容を連絡する。
- ・ 必要に応じて避難先を指示し、避難先となる避難施設等において避難住民を受け入れるとともに、避難住民の誘導、救援、安否情報の収集に関して必要な措置を実施する。
- ・ 退避の指示がなされた地域において活動する市職員等について、特殊標章等を交付し着用させるとともに、緊急連絡手段の確保や自らの退避方法の確認を行うなどにより安全を確保する。

#### 5 警戒区域の設定等

- ・ 市域内において武力攻撃災害が発生するなど、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して、関係者以外の者のその区域への立入を制限・禁止し、又は退去を命ずる。
- ・ 警戒区域内で活動する市職員等について、退避の指示の場合に準じて安全を確保する。

#### 6 事前措置等

- ・ 武力攻撃災害を拡大させるおそれのある危険物貯蔵施設等の占有者等に対し、必要な限度において、保安などに必要な措置を行うよう指示する。
- ・ 指示に従わない場合、行政代執行法に基づく代執行又は応急公用負担により措置を行う。

#### 7 応急公用負担

- ・ 武力攻撃災害への対処に必要な措置を行うために緊急の必要がある場合、関係法令に基づき、他人の土地、建物その他の工作物の一時使用等の措置を行う。

#### 8 消防活動等

- ・ 消防の施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を武力攻撃火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。
- ・ 武力攻撃災害の規模等に照らして緊急を要する場合など、必要に応じて、県知事、他の市町村長、消防庁長官に対し、消防相互応援協定等に基づく応援要請、緊急消防援助隊等の応援要請を行う。
- ・ 武力攻撃災害への対処のために緊急の必要がある場合、市域内の住民に対し、安全確保に必要な措置を講じたうえ、消火活動などの措置に必要な援助について協力を要請する。
- ・ 消火活動及び救助・救急活動を行う市職員等に対し、特殊標章等を交付し着用させるなど安全の確保に必要な措置を講ずる。

#### 9 生活関連等施設の安全確保等

- ・ 市が設置する生活関連等施設について必要な情報を収集するとともに、その施設の安全確保に関して必要な措置を行う。
- ・ 市域内にある市が設置する以外の生活関連等施設の管理者から、市の消防機関に対して安全確保に必要な支援を求められた場合、指導、助言など、可能な範囲で必要な支援を行う。

## 10 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止等

- ・ 引火や爆発、空気中への飛散や周辺地域への流出により、住民の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質(以下「危険物質等」という。)について、武力攻撃災害の発生を防止するために必要な措置を講じる。
- ・ 危険物質等による武力攻撃災害の発生を防止するために緊急の必要があると認めるとき、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の停止などの必要な措置を行うよう命ずる。

## 11 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処

- ・ 市域内の石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃災害の対処にあたっては、石油コンビナート等災害防止法に定められている措置を行うことを基本とする。

## 12 NBC攻撃に伴う災害への対処

- ・ NBC攻撃に伴う災害への対処について、その拡大を防止するために県知事から協力の要請があった場合、県及び関係機関と連携し、初動時における応急措置その他の必要な措置を実施する。
- ・ 核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合ごとに、県国民保護計画に記載されている留意事項を踏まえながら、必要な措置を実施する。
- ・ 県知事から汚染の拡大を防止するために必要な協力の要請があった場合、関係機関と調整しつつ、汚染され又はその疑いのある対象物件等について、移動の制限や禁止、廃棄命令などの措置を講ずる。
- ・ NBC攻撃に伴う災害への対処の措置を実施するために必要があると認める場合、市職員に他人の土地等に立ち入らせる。
- ・ 県知事から、汚染拡大の防止のために協力の要請を受けた場合、措置に従事する市職員に危険が及ばないよう、適切な措置が県により講じられていることをあらかじめ確認したうえ、必要な協力を行う。

## 第9節 被災情報の収集及び報告(P. 163)

被災情報について、その収集及び報告に必要な事項を定める。

### 1 被災情報の収集

- ・ 発生した武力攻撃災害について、発生した日時、場所、人的被害、物的被害などの必要な情報を被災情報として収集する。
- ・ 収集した被災情報は、国民保護現地対策本部、区対策部、各部を経由して、国民保護対策本部において整理する。

(人的被害、住家被害、非住家被害の別に被災情報を収集する担当部を記載するほか、土木関係被害、病院関係被害等の区分別に、収集する被災情報の内容及び収集する担当部を記載する。)

### 2 被災情報の報告

- ・ 被災情報の収集にあたり、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に第一報を報告するとともに、整理した被災情報を県に対して継続的に報告する。

## 第10節 保健衛生の確保その他の措置(P. 167)

保健衛生の確保、廃棄物の処理、文化財の保護について定める。

### 1 保健衛生の確保

- ・ 市域内に滞在する避難住民等に対して、健康相談や精神医療救護活動などの保健衛生対策、衛生指導、臨時の予防接種の実施、消毒などの感染症予防対策、食品等の衛生指導、発生した食中毒の処理などの食品安全確保対策などを実施する。
- ・ 保健衛生の確保に必要な措置の実施にあたり、市域内の住民に対して、安全の確保に十分配慮したうえで、必要な援助について協力を要請する。

### 2 廃棄物の処理

- ・ 武力攻撃災害の発生に伴って生じる廃棄物について、対応可能な範囲で、その収集、運搬、処分等の処理を実施する。
- ・ 環境大臣により廃棄物処理の特例が定められた場合、その定めに基づき必要な措置を行う。

### 3 文化財の保護

- ・ 文化庁長官等から、市が所有又は管理する重要文化財等について、武力攻撃災害による滅失等を防ぐために必要な措置を講じるよう命令等を受けた場合、その内容に基づき必要な措置を行う。

## 第11節 国民生活の安定(P. 170)

生活関連物資等の価格の安定など、国民生活の安定に必要な措置を定める。

### 1 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足等に対し、避難住民等の生活の安定のため、買占め、売惜しみなどを調査・監視するとともに、必要に応じて、買占め防止法や国民生活安定緊急措置法に基づき必要な措置を実施する。

### 2 避難住民等の生活の安定等

- ・ 国や県等からの指導及び助言を踏まえ、被災児童及び生徒に対する教育や市税の減免等、避難住民等の生活の安定等に関して必要な措置を検討する。

### 3 生活基盤等の確保

- ・ 武力攻撃事態等における生活基盤の確保のため、上下水道、工業用水道、運送、医療等のライフライン施設について代替施設の確保に努めるとともに、それぞれのライフライン施設について、武力攻撃事態等において必要となる措置を実施する。

## 第12節 交通規制(P. 174)

各措置を実施するために必要となる交通の確保について必要な事項を定める。

### 1 県国民保護計画に記載されている交通規制の実施

県国民保護計画によると、県警察は、武力攻撃事態等において、避難住民、緊急物資の運送等のための緊急交通路を確保するため、一般車両(緊急通行車両以外の車両)の通

行を禁止するなどの交通規制を行うものとされている。

## 2 道路管理者による道路の支障箇所の発見

- ・ 市が管理する道路において支障箇所を認めた場合、県警察等の関係機関に通報及び連絡する。

## 3 交通規制の実施

- ・ 市が管理する道路において通行の危険が認められる場合、その道路の通行を禁止し又は制限する。
- ・ 消防用緊急通行車両の通行の確保に支障が生じる場合で、警察官がその場にいない場合、消防吏員は、その通行の確保に必要な措置を行うことができる。

## 4 交通規制についての住民及び運転者への周知徹底

- ・ 市が管理する道路で交通規制が行われた場合、県警察と連携し、住民及び運転者に対して、交通規制の内容を周知する。

## 5 緊急通行車両の確認手続等

- ・ 国民保護措置の実施に必要な車両を、緊急通行車両として県公安委員会に事前に届け出る。

## 6 緊急交通路等の確保に必要な障害物の除去

- ・ 市が管理する道路のうち、緊急交通路などとして指定されている道路の確保に必要な障害物の除去について、県警察と連携して必要な措置を実施する。

# 第4章 復旧等

## 第1節 応急の復旧(P. 177)

市が設置する施設等の応急の復旧に関して必要な事項を定める。

- ・ 武力攻撃災害によって被害を受けた水道施設等及び下水道施設、交通施設、市立病院等、道路、市が設置する公共施設等について、応急の復旧のために必要な措置を実施する。

## 第2節 武力攻撃災害の復旧(P. 180)

復旧に関して、基本的な考え方などを定める。

### 1 復旧の考え方

- ・ 武力攻撃災害の復旧は、国が示す方針等に基づき、県と連携して実施する。

### 2 災害復興計画の策定

- ・ 復旧計画を踏まえ、長期的な視野に立った総合的な基本計画等に基づく復興計画の策定が必要な場合、速やかに全庁的な体制を整備する。

## 第3節 費用の支弁等(P. 181)

措置の実施に要した経費の支弁、損失補償等に関して必要な事項を定める。

1 費用の支弁、国への負担金の請求

- ・ 市は、国民保護措置の実施等について、市が責任を有するものの費用を支弁した後、国の負担とされている費用について、国に対して負担金を請求する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

- ・ 国民保護措置の実施に伴う損失補償等、及び国民保護措置に係る不服申立てなどの国民の権利利益の救済にかかる手続に必要な申請等の窓口は、対象となる措置を実施若しくは担当する部(局室)に設置する。
- ・ 損失補償、実費弁償、損害補償は、国民保護法等に定める手続きに従い補償する。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

- ・ 県国民保護対策本部長による総合調整及び県知事による指示に基づき措置を実施した結果、武力攻撃災害により市が損失を受けた場合、県に対してその損失の補てんを請求する。

## 【概要内の用語説明】

用語	説明
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定する。
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する。
赤十字標章	ジュネーブ諸条約第一追加議定書に基づき、軍関係以外の医療組織及び医療運送手段を保護するため、これらを識別できるようにしている特殊標章等のこと。
特殊標章等	ジュネーブ諸条約第一追加議定書に基づき、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため、これらを識別できるようにしている国際的な特殊標章等のこと。
国際人道法	武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法(ジュネーブ条約等)
指定行政機関	内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されている。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で政令で定められている。
基本指針	政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。
NBC	「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)の総称
公私の団体	主に、警報等の伝達先となる、自治会、町内会等といった団体
非常通信協議会	自然災害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的として、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会のこと。
大規模集客施設等	学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅その他の多数の者が利用又は居住する施設のこと。
情報担当職員	各局室区で、国民保護措置等の実施のために必要な情報を収集及び報告するための職員

用語	説明
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害等により負傷し又は死亡した住民(当該市町村の住民以外のもので当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。)の安否に関する情報(行方不明者の情報は含まれない。)
被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報のこと。
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域のこと。
避難先地域	住民の避難先となる地域(避難経路となる地域を含む。)のこと。
地域防災計画	災害対策基本法第40条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策について定めた計画のこと。
武力攻撃事態等対策本部	武力攻撃事態対処法第10条に定められている国の対策本部のこと。
事態認定	国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針(対処基本方針)又は緊急対処事態に関する対処方針(緊急対処事態対処方針)において、武力攻撃事態等又は緊急対処事態に至ったことを認定すること。
避難措置の指示	国の対策本部が都道府県知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示のこと。
避難の指示	避難措置の指示を受けた都道府県知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示のこと。
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領のこと。
情報責任者	避難住民を誘導する市職員等のうち、無線機を携帯した者のこと。国民保護措置の実施状況についての情報の収集、避難住民への情報の提供等を行う。
緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報
相互応援協定	災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間等で締結した協定
緊急消防援助隊	大規模・特殊な災害発生時に、国が、全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的に結成される部隊のこと。
生活関連物資等	国民生活との関連性が高い物資または国民経済上重要な物資